

国立大学法人生命科学研究機器施設協議会規約

(名称)

第1条 本会議は、国立大学法人生命科学研究機器施設協議会（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、会員相互の緊密な連絡と協力により、国立大学における医学・薬学・生物学等生命科学の分野の教育研究の高度化を図り、もって医学・薬学・生物学等生命科学の発展に資することを目的とする。

(会員)

第3条 会議の会員は、国立大学法人が設置する生命科学における実験実習機器に関するセンター及び施設並びにこれに準ずる組織のうち、その設置趣旨に医学教育・研究支援を含む組織（以下「生命科学研究機器施設」という。）とする。

2 会議に会員として入会又は脱会する場合は、会議の承認を得るものとする。

(事業)

第4条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生命科学研究機器施設の諸活動における相互協力の推進
- (2) 生命科学研究機器施設の専門性の維持発展
- (3) その他会議の目的を達成するために必要な事業

(議長)

第5条 会議の議長は、当番校の生命科学研究機器施設の代表者（以下「施設長」という。）をもって充てる。

2 議長に支障があるときは、議長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、原則として年1回開催するものとする。

2 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 議長が必要と認めるときは、生命科学研究機器施設職員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の議決)

第7条 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 この規約は、前項の規定にかかわらず、会議において出席会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することはできない。

(専門部会の設置)

第8条 会議は、必要に応じて施設長、専任教員及び技術系職員からなる専門部会をおくことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成18年10月27日から施行する。